

## 指定統計調査の承認等の状況

(平成20年3月分)

平成 20 年 4 月 14 日  
政策統括官(統計基準担当)

## 1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
毎月勤労統計調査 (7条2項)	厚生労働大臣	承認事項の変更 日本標準産業分類の改定 (平成19年11月6日付け総務省告示第618号)に伴い、 「調査の範囲」についての表記を改める。 なお、調査内容に変更はない。	20.3.5
賃金構造基本統計調査 (7条2項)	厚生労働大臣	承認事項の変更 日本標準産業分類の改定 (平成19年11月6日付け総務省告示第618号)に伴い、 「調査の範囲」及び「調査事項」(調査票様式)についての表記を改める。 なお、調査内容に変更はない。	20.3.5
農業経営統計調査 (7条2項)	農林水産大臣	承認事項の変更 「内閣府設置法」及び「内閣府本府組織令」の規定に基づき、「沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、「沖縄総合事務局統計・情報センター」を「沖縄総合事務局農林水産統計センター」に改める。 なお、調査内容に変更はない。	20.3.12
経済産業省企業活動基本調査 (7条2項)	経済産業大臣	承認事項の変更 平成19年11月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、調査対象業種を新分類に改める。 平成18年11月10日の「諮問第312号の答申 経済産業省企業活動基本調査の改正に	20.3.17

		<p>ついて」を踏まえ、調査事項を削除する。</p> <p>「10 事業の外注状況」の項目の削除</p> <p>「11 バイオテクノロジーの利用形態」の項目を削除</p> <p>調査系統の変更</p> <p>調査を民間委託するため、調査票の配布・収集・審査を経済産業局長から経済産業大臣に変更</p>	
--	--	--	--

## 2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
平成21年経済センサ ス基礎調査第2次 試験調査（統計報告 調整法第4条第1 項）	総務大臣	平成21年に実施が予定されて いる平成21年経済センサス基 礎調査の実施に先立ち、経済セ ンサス企画会議等におけるこれ までの検討及び平成19年9月に 実施された平成21年経済センサ ス（仮称）第1次試験調査の結 果を踏まえ、国及び地方公共団 体における調査事務の習熟に資 することを主目的として実施す る。	20.3.19
平成22年国勢調査第 2次試験調査 （統計報告調整法第 4条第1項）	総務大臣	平成22年国勢調査（指定統計 第1号を作成するための調査） を実施するための第2次試験調 査の実施を承認した。  平成22年国勢調査の実施に 先立ち、調査方法、調査項目及 び調査事務を検討するために実 地の検証を行い、同調査の実施 計画の立案に必要な基礎資料を 得るために、「平成22年国勢調 査第2次試験調査」を実施する。 （注）主な検証事項 ・郵送回収及びインターネット 回収を組み合わせた調査方法 ・調査票提出方法の周知方法の 差異による調査票提出状況の 違い ・調査員・指導員の事務内容及 び担当調査区数 ・市町村における事務の流れ ・調査項目の区分やレイアウト 等の調査票の設計	20.3.31

（注）本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。